

判決年月日	平成 2 4 年 6 月 6 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 4 年（行ケ）第 1 0 0 1 1 , 1 0 0 1 2 号		
○ 本件商標「LUNA」，「ルナ」について，原告による使用の事実が認められないとして一部商品につき登録を取り消した審決を取り消した事例			

（関連条文）商標法 5 0 条

1 事案の概要

原告は，指定商品を第 9 類「配電用又は制御用の機械器具，回転変流器，調相機，電気通信機械器具（コンパクトディスクプレーヤー・ビデオディスクを除く。）」，電子応用機械器具及びその部品（大規模集積回路・電子応用扉自動開閉装置・電子式卓上計算機・ワードプロセッサを除く。）「電気磁気測定器」（このほかに，第 1 1 類の指定商品がある。）とし，欧文字「LUNA」を横書きしてなる本件商標 1（昭和 3 2 年 1 0 月 1 4 日出願，昭和 3 6 年 2 月 6 日登録，平成 1 3 年 4 月 2 5 日指定商品書換登録）及び指定商品を第 9 類「配電用又は制御用の機械器具，回転変流器，調相機，電池，電気磁気測定器，電線及びケーブル，電気アイロン，電気式ヘアカーラー，電気ブザー，電気通信機械器具，電子応用機械器具及びその部品，磁心，抵抗線，電極」（このほかに，第 7，第 8，第 1 0，第 1 2，第 1 7，第 2 1 類の指定商品がある。）とし，片仮名「ルナ」を横書きしてなる本件商標 2（昭和 6 0 年 2 月 2 8 日出願，平成 2 年 7 月 3 0 日登録，平成 2 2 年 7 月 7 日指定商品の書換登録）の商標権者である。

被告は，平成 2 3 年 2 月 7 日，本件商標 1 に関しては「電子応用機械器具及びその部品（大規模集積回路・電子応用扉自動開閉装置・電子式卓上計算機・ワードプロセッサを除く。）」につき，本件商標 2 に関しては「電子応用機械器具及びその部品」につき，商標法 5 0 条 1 項に基づく登録取消審判請求をしたところ，特許庁は，平成 2 3 年 1 2 月 6 日，上記各商品につき本件商標 1，2 を使用した事実が認められないとして，上記各商品につき本件商標 1，2 の登録を取り消すとの審決をした。そこで原告がこれらの審決の取消しを求めたのが本件訴訟である。

2 裁判所の判断

裁判所は，主として次のとおり判示して，審決の判断には誤りがあるとし，審決を取り消した。

原告のカタログに記載されたネオンブラケットが用いられるパイロットランプは，これが取り付けられた機器の状態を示す表示灯としての機能を果たすものであるが，ネオンランプ（ネオンブラケット）をその定電圧特性を活かして回路保護のために用いることがあることが認められるから，上記カタログにおける，本件商標 1，2 と社会通念上同一と認められる使用商標 1，2 の使用をもって，「電子応用機械器具及び部品」についての使用と評価することが可能である。

原告は，顧客に対し商品「センサー用 LED 基板 A s s y」，「拡散照明装置」，「透過照明装置」，「2 面バックライト照明」を納入するに当たり，取引書類である納品書や納入仕様書に使用商標 1 を使用したことが認められるが，「センサー用 LED 基板 A s s y」等は電子部品である L

ＥＤ等を実装して装置を構成したものであって、顧客が画像解析装置を製造するために、注文を受けた原告においてその構成部品（装置）を設計、製造したものである。「センサー用ＬＥＤ基板Ａｓｓｙ」等が画像解析を行うために、対象となる物に光を照射する機能を果たすものであるとしても、日常生活において光を照らして空間を明るくする目的とは程遠いことは明らかである。「センサー用ＬＥＤ基板Ａｓｓｙ」等の機能に照らせば、これらは電子の作用を応用し、その電子の作用が当該機械器具にとっての構成要素となっているといえることができる。

したがって、原告は、本件予告登録（平成２３年２月２４日）の前３年以内に、「電子応用機械器具及びその部品」である前記「センサー用ＬＥＤ基板Ａｓｓｙ」等につき、その取引書類に本件商標１，２と社会通念上同一と認められる商標を使用したものであり、また、「電子応用機械器具及びその部品」ともみられるネオンブラケット（ネオンランプ）の広告に、本件商標１，２と社会通念上同一と認められる商標を付して使用したといえることができる。